

福岡教育大学 学生支援課長

特別定額給付金（仮称）事業等についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生の皆さんへの経済的支援については、本学ホームページやポータルを通じて、これまでもお知らせしているところですが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）により、簡素な仕組みで迅速かつ確実に家計への支援を行うことを目的とした、特別定額給付金（仮称）事業 の実施が予定されていますので、改めてお知らせします。

。

< 特別定額給付金（仮称）事業（概要） >

- 基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において、住民基本台帳に記録されている者を給付対象者、その者の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者 1 人につき 10 万円を給付。
- 申請は、世帯主が、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により郵送又はオンライン（マイナンバーカード所持者が利用可能）により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施。
- 受付開始日及び給付開始日は市区町村において決定され、申請期限は郵送申請方式の申請受付開始日から 3 か月以内。

※ 本給付金は、住民基本台帳に記録された国内在住の外国人も対象となります。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた学生等や保護者が活用しうる制度として、高等教育の修学支援新制度や、日本学生支援機構の貸与型奨学金（令和 2 年度春採用は令和 2 年 4 月 17 日に募集終了）等以外にも、例えば、厚生労働省の実施している緊急小口資金貸付なども想定されるところです。また、雇用に係る支援として、厚生労働省の雇用調整助成金において、学生アルバイトを含む非正規雇用も対象とする特例措置を講じています。

※高等教育の修学支援新制度及び日本学生支援機構貸与奨学金の令和 2 年度秋採用は令和 2 年 10 月～11 月に実施予定。

経済的な不安を感じられている学生の皆さん、本学のホームページはもちろん、日本学生支援機構（JASSO）のホームページ、文部科学省、厚生労働省のホームページをご確認ください。

【参考 URL】

- 特別定額給付金（仮称）事業の概要

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html?fbclid=IwAR2_YjvOVKT-YMHG7Rrha3MmhqXbMzZ3R1V7FtYVVdMvQZzp0IHutJYcIUA

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の
特例貸付の拡大について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12003000/000606493.pdf>

○修学支援新制度【家計急変採用(新型コロナウイルスの影響等により、家計が急変した学生用)】

<https://www.fukuoka-edu.ac.jp/news/archives/777>

修学支援新制度家計急変採用に関するお問い合わせ先

福岡教育大学

学生支援課 授業料等減免・奨学金担当

TEL : 0940-35-1239 ・ 0940-35-1250

Mail : koseicho@fukuoka-edu.ac.jp